

○東京工業大学博物館規則

〔平成23年3月4日〕
規則第18号

改正 平25規20

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京工業大学組織運営規則（平成16年規則第2号）第31条の2の規定に基づき、東京工業大学博物館（以下「博物館」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 博物館は、東京工業大学（以下「本学」という。）で生み出された教育と研究の歴史的成果及び卒業生の社会における成果等（以下「学術標本資料」という。）並びに本学の歴史及び我が国を中心とする工業教育史に関わる記録史料（以下「資史料」という。）を収集、調査、研究、整理及び保存し、学内外に公開するとともに、教育、研究及び年史編纂に資することを目的とする。

(業務)

第3条 博物館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学術標本資料及び資史料を収集、整理及び保存し、それらを調査研究すること。
- 二 学術標本資料及び資史料を展示公開すること。
- 三 学術標本資料及び資史料の有効利用と展示公開に関する調査研究を行い、その成果を普及すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事項。

(分館)

第4条 博物館にすずかけ台分館を置く。

(部門)

第5条 博物館に、博物館部門及び資史料館部門を置く。

(研究部)

第6条 博物館部門及び資史料館部門に、研究部を置く。

2 研究部の組織については、別に定める。

(教員会議)

第7条 博物館に、研究部の構成員からなる教員会議を置く。

2 教員会議は、研究部の活動方針のほか、第12条に規定する運営委員会の基本方針に基づき、博物館の運営方針、事業の企画立案等の協議を行う。

(組織)

第8条 博物館に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 館長
- 二 部門長
- 三 教員

四 学芸員

五 その他必要な職員

2 前項第2号から第5号までの職員については、特定有期雇用の職員とすることができる。

(館長)

第9条 館長は、学長が指名する理事・副学長をもって充てる。

2 館長は、博物館の業務を統括する。

(部門長)

第10条 部門長は、館長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 部門長は、館長の命を受け各部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

4 部門長が任期満了前に辞任し、又は欠員になった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教員及び特定有期雇用教員の選考)

第11条 博物館の専任教員の選考は、第12条に規定する運営委員会の議に基づき、学長がこれを行う。

2 教員選考の基準等実施上の細目は、国立大学法人東京工業大学教員選考規則(平成16年規則第25号)による。

3 特定有期雇用教員(教授、准教授、講師又は助教に相当する特定有期雇用の職員をいう。)の選考は、次の各号の定めるところによる。

一 選考及び賃金の取扱い等については、国立大学法人東京工業大学特定有期雇用教員等の選考及び賃金等に関する規則(平成16年規則第28号)による。

二 称号の付与については、国立大学法人東京工業大学特定有期雇用教員等の称号の付与に関する規則(平成16年規則第30号)の定めるところによる。

(運営委員会)

第12条 博物館に、博物館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、博物館の運営に関する基本的な方策その他重要な事項について審議し、及び国立大学法人東京工業大学教員の採用及び研修等に関する規則(平成16年規則第13号。以下「教員規則」という。)の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

(委員会の組織)

第13条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 館長

二 各部門長

三 大学院理工学研究科の各学系長

四 大学院生命理工学研究科長

五 附属図書館長

六 博物館の教授及び准教授

七 前各号のほか館長が必要と認める者

八 事務局長

2 前項第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第14条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、部門長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教員規則の規定によりその権限に属させられた事項の審議を行うときは、第13条第1項第8号の委員は、前項の委員の数に加えない。

3 出張者及び長期病休者は、第1項の委員の数に加えない。

(議決)

第16条 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第17条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第18条 委員会は、専門的な事項を審議するため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営等については、委員会が定める。

(博物館の利用基準)

第19条 博物館の利用基準その他博物館に関し必要な事項は、委員会の議に基づき、学長が定める。

(事務)

第20条 博物館の事務は、関係各部局の協力を得て、総務部評価・広報課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 東京工業大学百年記念館規則(平成16年規則第146号)は、廃止する。

附 則(平25.3.7規20)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。